

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	中部電力株式会社			コード	9502
提出日	2025/5/15	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	第101期定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	橋本 孝之	社外取締役	○												○		有
2	嶋尾 正	社外取締役	○												○		有
3	栗原 美津枝	社外取締役	○												○		有
4	加藤 治彦	社外取締役	○												○	新任	有
5	中川 清明	社外取締役	○												○		有
6	村瀬 桃子	社外取締役	○												○		有
7	山形 光正	社外取締役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	橋本孝之氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で経営の監督を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。
2	該当なし	嶋尾正氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で経営の監督を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。
3	該当なし	栗原美津枝氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で経営の監督を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。
4	該当なし	加藤治彦氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で経営の監督を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。
5	該当なし	中川清明氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で監査および経営の監督を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。
6	該当なし	村瀬桃子氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で監査および経営の監督を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。
7	該当なし	山形光正氏を独立役員としたのは、同氏は、当社経営陣から著しいコントロールを受け得ることも、また当社経営陣に対して著しいコントロールを及ぼし得ることもなく、独立した立場で監査および経営の監督を行うことができることから、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断したためであります。

4. 補足説明

当社は、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準を定めております。

社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）は全員、いずれも金融商品取引所が定める独立役員の要件および当社が定める社外役員の独立性判断基準を充たしております。

<社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準>

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の独立性判断基準として、株式会社東京証券取引所など国内の金融商品取引所が定める独立役員の要件を踏まえ、本人の現在および過去3事業年度における以下に定める要件の該当の有無を確認のうえ、独立性を判断します。

1 当社の主要な取引先（※1）またはその業務執行者（※2）でないこと

2 当社の主要な借入先（※3）またはその業務執行者でないこと

3 当社より、役員報酬以外に多額（※4）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家でないこと（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）

4 当社の大株主（※5）またはその業務執行者でないこと

5 当社より、多額（※4）の寄付を受けていないこと（ただし、当該寄付を受けた者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）

6 本人の配偶者、二親等以内の親族が以下に掲げる者に該当しないこと

①上記1～5に掲げる者

②当社または当社子会社の業務執行者、業務執行者でない取締役、監査役

③当社の会計監査人の代表社員または社員

※1 「主要な取引先」とは、年間取引額が、当社から支払いを受ける場合は、その者の直近事業年度における連結売上高の2％を、当社に支払いを行う場合は、当社の直近事業年度における連結売上高の2％をそれぞれ超える取引先をいう。

※2 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。

※3 「主要な借入先」とは、借入額が当社連結総資産の2％を超える借入先をいう。

※4 「多額」とは、個人である場合は年間1,000万円を超える額、法人、組合などの団体に所属する者である場合は、当該団体の直近事業年度における年間総収入の2％を超える額をいう。

※5 「大株主」とは、直接・間接に10％以上の議決権を保有する者をいう。

上記基準内の取引などについては本届出書における記載を省略しております。

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。